

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(駐車場等) 第38条 [略] 2 条例第79条第3号の規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路法（昭和27年法律第180号） <u>第2条第2項第6号</u> に規定する自動車駐車場 (2)～(4) [略]	(駐車場等) 第38条 [略] 2 条例第79条第3号の規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路法（昭和27年法律第180号） <u>第2条第2項第7号</u> に規定する自動車駐車場 (2)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の施行の日から施行する。